住民税額シミュレーションシステムの入力方法
（市民税・県民税申告書を作成される方）

◆手順１　入力画面に進む

①メニュー画面から試算したい年度を選択してください。
②次に申告される方の生年月日を入力してください。
③最後に申告する収入の種類に応じて緑色のボタンを選択してください。

※住宅ローン控除を初めて利用される方は「上記以外の方」を選択してください。

◆手順２　所得や控除を入力する

源泉徴収票の内容を入力します。入力後、画面下方の「税額試算」ボタンを押してください。試算をせず、そのまま申告書を作成したい方については「申告書作成」ボタンを押してください。

給与収入のみの方

令和７年分　**給与所得の源泉徴収票**

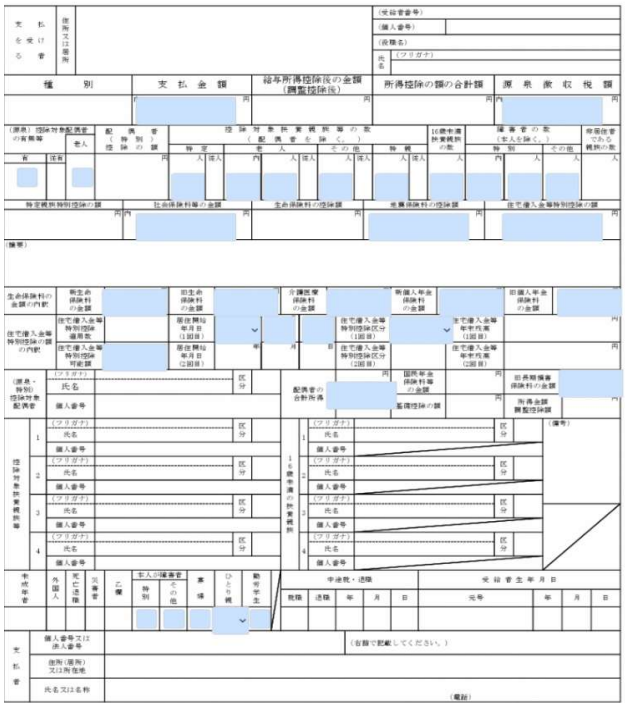

年金収入のみの方

令和７年分　**公的年金等の源泉徴収票**

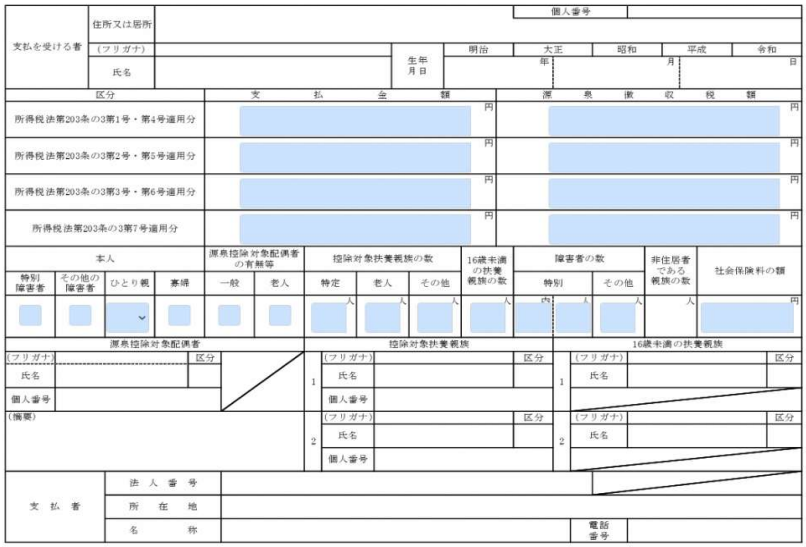

＜源泉徴収票が複数枚ある方・源泉徴収票に記載のない控除等を追加したい方＞
源泉徴収票が２枚以上ある方や源泉徴収票に記載のない控除（社会保険料、生命保険料、扶養等）を追加したい場合は、画面下方にある「源泉徴収票２枚目以降・所得控除を入力する場合はこちら」ボタンを押してください。

源泉徴収票2枚目以降・所得控除を入力する場合はこちら

上記以外の方

〈給与や年金以外に複数種類の収入（営業、農業、不動産、雑、配当、株など）がある方〉
「上記以外の方」ボタンを押し、必要な情報を入力してください。

収入・控除がなかった方

収入や控除のなかった方は、5ページの手順３に進んでください。

〈寄付金控除を追加したい方〉
「寄附金税額控除に関する事項」の「寄附金入力」ボタンを押し、必要な情報を入力してください。

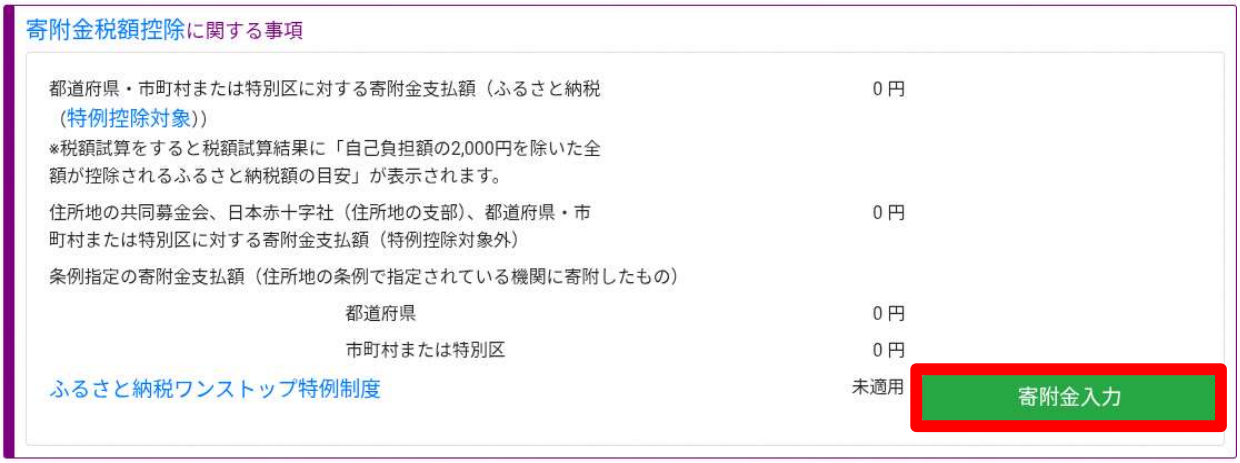

〈扶養控除・特定親族特別控除を追加したい方〉
「所得から差し引かれる金額」から「扶養控除・特定親族特別控除」の「扶養等情報入力」ボタンを押してください。

次に、被扶養者の生年月日・同居の有無を入力してください。
※「特定親族特別控除」を追加したい場合、合計所得欄から特定親族の合計所得を選択してください。控除額は、「税額試算」や「申告書作成」ボタンを押すことで確認できます。

〇特定親族特別控除について
R8年度から「特定親族特別控除」が適用できるようになりました。
19歳以上23歳未満の親族等で、被扶養者の所得が58万円を超えても一定額の控除が受けられます。

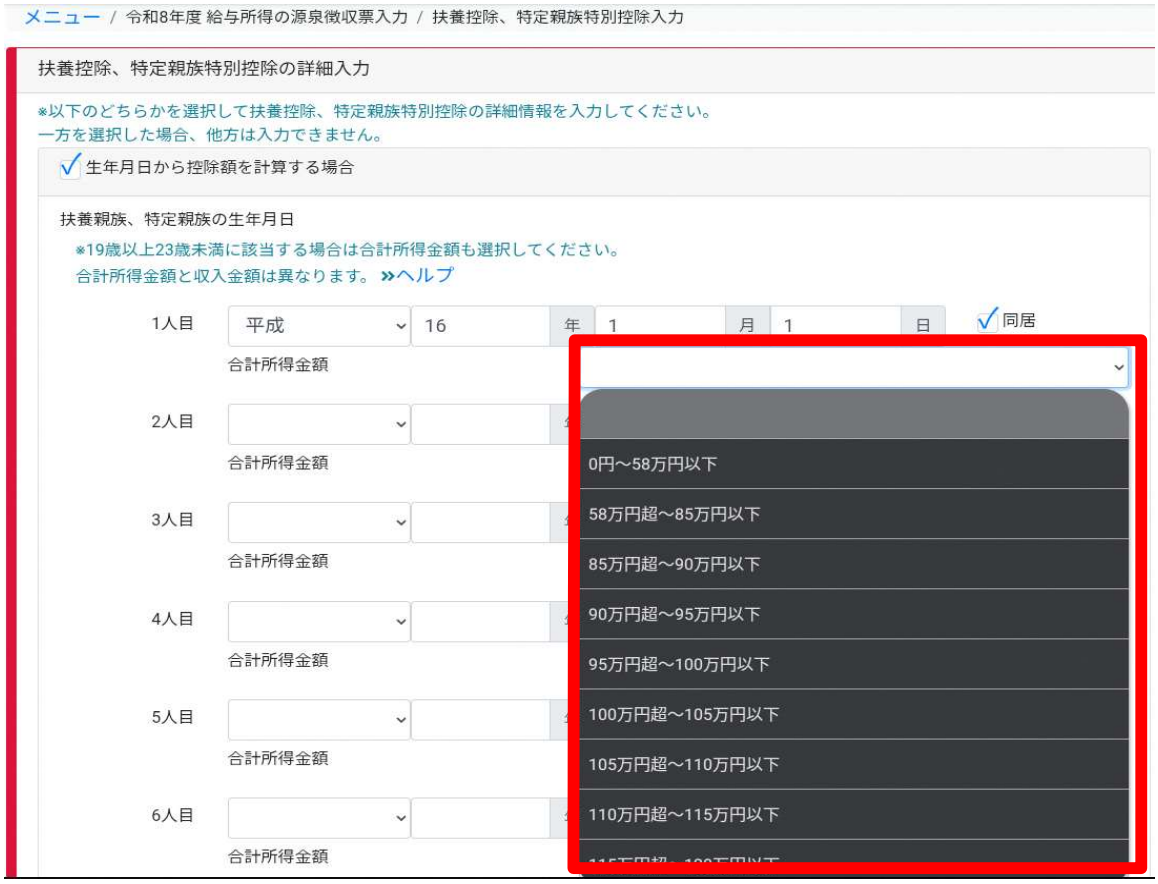

◆手順3　申告書を作成する

手順２において必要な情報を入力後、画面下方の「税額試算」ボタンを押すと、「税額試算結果」画面が表示されます。税額の試算結果やふるさと納税の上限額等を確認できます。
また、「申告書作成」ボタンを押すと、市民税・県民税申告書（PDF形式）のダウンロードが開始されますので、お使いのパソコンに保存するなど、適宜ご対応ください。

※申告書の作成は「税額試算結果」画面内の、「申告書作成」ボタンを押すことでできますが、手順２で説明した源泉徴収票の入力画面から「申告書作成」ボタンを押すことで、税額の試算を経ずに直接申告書を作成することができます。

税額試算ボタンを押すと、以下の画面が表示されます（下図参照）。

申告書を作成する場合は、下図の「申告書作成」ボタンを押してください。

◆手順４　必要箇所を補記し、提出する

補記は次のいずれかの方法で行ってください。
〇PDFファイルに直接入力する。
〇印刷した申告書に手書きする。
補記が終わりましたら、**添付資料と併せて市民税課に郵送でご提出ください。**

【補記が必須の項目】↓記入例参照↓
〇申告する方の住所・氏名等
〇障碍者控除の該当者の方の氏名等及び障害の等級（⑳番）
〇控除対象配偶者及び扶養親族の氏名等（㉑～㉔）
〇16歳未満の扶養親族の氏名等

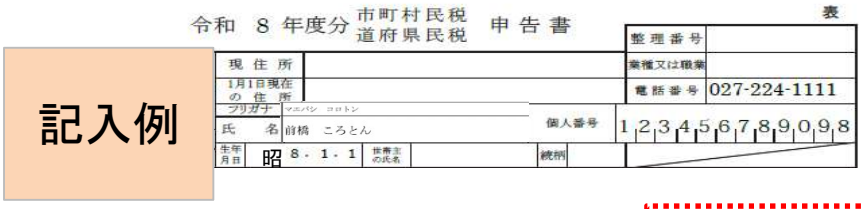

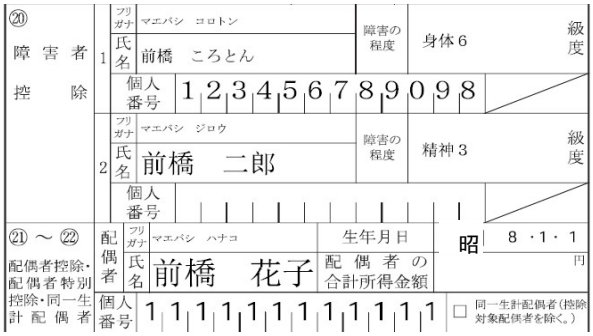

ご自身や被扶養者の中で障害をもつ方がいる場合、全員分の情報をご記入ください。

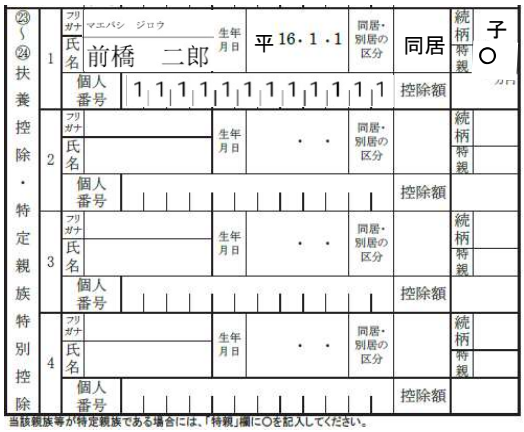

16歳未満の扶養親族の氏名等についても、左図と同様にご記入ください。

〈給与・公的年金以外の所得がある

5　給与・公的年金等に係る所得以外（令和　年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

□　給与から差引き（特別徴収）
□　自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

給与・公的年金以外の所得について、納税方法を選択してください。

＜参考＞　裏面について、下記の注意事項を参考に該当箇所を補記してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

事業・不動産所得がある方は、作成した収支内訳書を添付してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリガナ		個人番号		住所		国外居住 □配偶者 □16歳未満又は70歳以上 □障害 □障害者 □38万円以上の支払
	氏名						
2	フリガナ		個人番号		住所		国外居住 □配偶者 □16歳未満又は70歳以上 □障害 □障害者 □38万円以上の支払
	氏名						
3	フリガナ		個人番号		住所		国外居住 □配偶者 □16歳未満又は70歳以上

表面の控除対象配偶者及び扶養親族の氏名等（㉑～㉔）、16歳未満の扶養親族の氏名等の内、別居している方のご住所を記入してください。

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）		円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

寄付額を記入してください。